



# 開かれた国益の増進

—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—

ODA のあり方に関する検討  
最終とりまとめ

2010年6月

外務省

# 目次

1. 政府開発援助（ODA）を巡る現状の分析
2. ODA を見直した結果の概要
3. 「開発協力」の概念とその中核としての ODA
4. 開発協力の理念
5. 開発協力の 3 本柱
6. 戦略的・効果的な援助の実施
7. 国際社会におけるリーダーシップの発揮
8. 開発人材の育成
9. 国民の理解と支持の促進
10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化
11. 開発資金の動員
12. 政府開発援助大綱（ODA 大綱）の改定

## はじめに

今年2月、岡田外務大臣の指示の下、外務省において政府開発援助（ODA）のあり方に関する検討を開始することになった。この作業は、ODAに対する国民の共感が十分には得られていないとの認識の下、ODAに対する国民の理解と支持を得るための見直しを行い、そのことによってODAをより戦略的かつ効果的に実施していきたいとの岡田大臣の考えに基づき始められたものである。

検討作業の開始以来、外務省内に設けたタスクフォースを中心に、国際協力の理念・基本方針、援助の効果的・効率的実施、多様な関係者との連携、国民の理解・支持の促進、JICAという5つの論点を中心に議論を重ねてきた。また、経済界やNGOの方々、日本にある国際機関の代表者、さらに各界の有識者のご意見もお伺いしながら作業を進めてきた。

以下は、ODAのあり方に関する検討の結果をまとめたものである。ただし、これによりODAに関する見直しを終えるわけでは決してなく、むしろこれはスタートラインを示したものであり、ここに記した内容を着実に実施し、それにより国民の皆様の理解と支持を得られてこそ見直しの意味があると考えている。

## 1. 政府開発援助（ODA）を巡る現状の分析

ODA のあり方に関する検討を始めるに当たり、まずは、これまでの ODA についてどのように評価すべきか、そして、なぜ今、改めて ODA のあり方を見直さなくてはならないのかを分析した。

### 1-1. これまでの ODA の評価

第二次世界大戦後の我が国の外交理念は、「国際社会の平和と繁栄に貢献することこそが自らの平和と繁栄をもたらす」というものであった。ODA はこうした我が国の外交理念を実現するための重要な手段であり、東アジアの安定と成長に見られるように、開発途上国・地域の発展に大きく貢献してきた。それ自体、我が国の外交にとっては大いに意味のあることであったが、ODA の対象地域が拡大するとともに、我が国の国際的地位の向上、日本製品の市場拡大、対日感情の改善等、我が国自身も裨益する効果をもたらした。さらに、我が国のきめ細かい援助そのものが国際社会から高く評価されている。

### 1-2. ODA を巡る環境の変化と対応の必要性

しかし、ODA を取り巻く環境は、近年、国際的にも国内的にも大きく変化している。

#### 1-2-1. 国際環境の変化

国際的には、国境を越えてヒト、モノ、カネ、情報が大量かつ迅速に移動するグローバル化が急速に進み、その結果、我が国の社会に影響を及ぼす課題とその地理的範囲が拡大している。これは、気候変動をはじめとする環境問題や感染症、テロ等のいわゆる地球規模課題の増大となって現れ、我が国の ODA もその対象地域を東アジア中心からアフリカや中東を含む世界全体に広げることが必要になったほか、国際社会の新たな課題への対応が求められるようになっている。

次に、経済面でも政治面でも、新興国と呼ばれる国々の台頭が挙げられる。これにより、国際的な資源や市場の獲得競争が激化するとともに、日本の国際社会におけるプレゼンスが相対的に低下しつつある。

さらに、途上国の開発問題に関しては、以前は先進国の ODA による支援が中心であったが、近年、新興国のドナーや国際機関、そして NGO・民間財団・企業等の非公的部門による支援・活動の重要性が高まっている。この結果、途上国に流入する資金の面でも、先進国の ODA が占める比重はかなり低下しており、開発問題全体の中での ODA の役割も相対的に変化してきている。

こうした国際環境の下、我が国の社会の有り様や国民の暮らしは国際社会の有り様と益々切り離せないものとなってきており、我が国自身の平和と繁栄を維持していくためには、これまで以上に国際社会全体の平和と繁栄に貢献していくことが求められている。そのためには、従来の ODA の枠に囚われず、国際社会の新たな課題に適切に対応し、我が国の国際的なプレゼンスを向上させるための取組が必要となっている。

### 1-2-2. 国内環境の変化

これに対し、我が国国内の環境は ODA の推進にとって必ずしも好ましいものとは言えない。経済・財政状況が厳しい中、ODA 予算は大幅に減少している。

また、ODA に対する国民の共感も低下している。世論調査の結果を見ると、経済協力を「積極的に進めるべきだ」との意見が減る一方、「なるべく少なくすべきだ」との意見が増加傾向にある。この背景には我が国の厳しい経済・財政事情があろうが、それとともに第二次世界大戦後の我が国の復興・経済成長期に我が国自身が外国や国際機関からの支援を受けたことを自ら経験していない世代が増え、いわば「ご恩返し」としての ODA という発想が支持を得られにくくなっていることも一因と考えられる。

同時に、国民の意識が全体として内向き指向となり、海外での出来事や国際貢献そのものへの関心と支持も低下している。

### 1-2-3. これからの ODA に求められること

これまで述べた状況を踏まえ、これからの ODA には以下のことが必要だと考える。

- **より戦略的・効果的な援助の実施**
- **国民の強力な理解と支持**
- **開発課題に対応するための必要な資金の確保**

## 2. ODA を見直した結果の概要

今回の ODA に関する検討結果の概要は以下のとおり。

- ① 我が国の国際協力の中で、ODA を「開発協力」の中核として位置付ける。
- ② 国際協力の理念を「開かれた国益の増進」として明確化し、なぜ我が国が途上国を支援するのかを国民に示す。
- ③ この理念の下で行う開発協力の重点分野を以下の 3 本柱に集約する。
  - ・ 貧困削減（MDGs 達成への貢献）
  - ・ 平和への投資
  - ・ 持続的経済成長の後押し
- ④ 限られた資源（予算、人員、体制）の中、開発協力の進め方を工夫する。
  - ・ 戦略的・効果的な援助を行うための取組
    - 現場主義の強化
    - 評価の改善
    - 多様な関係者との連携（民間企業、NGO、他ドナー等）
  - ・ 国際社会におけるリーダーシップの発揮
- ⑤ 開発協力人材を育成する。
- ⑥ 国民の理解と支持を得るため、「見える化」と参加を促進する。
- ⑦ 政策企画立案機能（外務省）と実施体制（JICA）を強化する。
- ⑧ 開発協力を行うために必要な資金を動員するため、以下の取組を行う。
  - ・ 必要な ODA の確保
  - ・ 民間資金・OOF<sup>(注)</sup>との連携
  - ・ 革新的資金調達

(注) OOF：ODA 以外の政府資金。具体的には、国際協力銀行（JBIC）による出融資、日本貿易保険（NEXI）の貿易保険等。

### 3. 「開発協力」の概念とその中核としての ODA

途上国の開発問題に関わる関係者（アクター）と途上国への資金の流れが多様化している今、途上国への支援は、ODA 以外の公的資金（OOF）や非公的部門（企業、NGO、市民）による活動も含めた「開発協力」として捉えることが適切かつ必要である。

その上で、ODA はこの開発協力の中核をなすものとして位置付け、ODA と OOF や非公的部門との連携、さらにはより広い「国際協力」という枠組みの中の ODA の役割を考えていく。

なお、国際協力、開発協力、ODA それぞれの関係を図示すれば、以下のとおりとなる。



## 4. 開発協力の理念

ODA をその中核とする我が国の開発協力の理念を以下のとおり提示する。

### 開かれた国益の増進

－世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる－

上記の理念の背景にある基本的考え方は以下のとおり。

- ① 我が国の平和と豊かさは、世界の平和と繁栄の中でこそ実現可能であるとの信念の下、我が国は、引き続き国際社会の様々な課題を解決するために積極的に貢献し、それにより、我が国にとってより良い国際環境を創造していく必要がある。
- ② 途上国への援助は、グローバル化が進み、国境の垣根が低くなった今、決して先進国から途上国への「慈善活動」ではなく、我が国を含む世界の共同利益追求のための「手段」である。
- ③ 国際社会が直面する新たな課題に対応してこの理念を実現するためには、ODA のみならず、官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で開発協力に取り組む必要がある。



## 5. 開発協力の3本柱

上記4. の理念の下で行う開発協力の重点分野として以下の3本柱を掲げる。

### 5-1. 貧困削減（ミレニアム開発目標（MDGs）達成への貢献）

同じ人間としての共感を持って、途上国の人々と共に人間の安全保障の実現を図る。当面、2010年MDGs国連首脳会合に向け、我が国としての構想とアプローチを示す。また、MDGsの達成に向け、貧困削減につながる持続的成長、保健、教育に重点的に取り組む。

### 5-2. 平和への投資

平和と安定はMDGs達成の前提条件でもある。紛争を予防し、再発を防ぎ、平和を定着させるため、緊急人道支援から、治安の確保、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない支援（平和構築）を行う。

### 5-3. 持続的な経済成長の後押し

途上国の成長は、途上国の自立的発展の前提条件。戦後の我が国自身の復興・成長体験、我が国の知識・技術・制度を世界と共有しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。これは、日本経済の活性化にもつながる。特に、中進国・新興国への協力にはODAとあわせてODA以外の手段も活用し、我が国の成長戦略におけるODAの活用も念頭に置きつつ、多様なアクター及び手段との連携を図る。中でも環境（気候変動を含む）、インフラ整備、投資環境整備（法・制度整備を含む）に重点的に取り組む。

## 6. 戦略的・効果的な援助の実施

### 6-1. 援助の戦略的強化

我が国の経済・財政状況が厳しい中、過去のように幅広い国及び分野を対象に「広く薄く」の支援で効果を上げることは困難となっている。このことを踏まえ、開発協力の3本柱に沿って戦略的かつ効果的に援助を実施していくため、対象国毎の援助の方向性を明確化するとともに、プログラム・アプローチを強化する。

#### 6-1-1. 援助の方向性の明確化

##### ① 援助の「選択と集中」

対象国・国際機関毎に援助・拠出金の意義や効果を分析した上で、援助方針を決定する。これにより、「選択と集中」による戦略的援助を行う。そのため、我が国の援助の重点分野との関係、対象国の国造りへの姿勢、対象国の開発目標、我が国の開発コミットメント、我が国との二国間関係等に照らし、戦略的に判断の上、対象国毎の援助の方向性を明確化する。その上で、援助を行うことの政策的有用性を国・地域横断的に評価し、対象国の援助吸収能力や援助ニーズを踏まえつつ、年度当初に策定する国際協力重点方針の下、援助を実施する（例：国際交渉への姿勢を踏まえて特定分野における援助を強化する、地域の重要性を比較して重点的に投入する等）。

##### ② 国際協力企画立案本部の積極的活用

外交政策と合致した開発協力を実施するため、国際協力企画立案本部を積極的に活用する。特に、「選択と集中」による援助の方針を策定する際には、同本部を活用し、政務レベルの下で議論を行う。

##### ③ 国別援助計画の制度見直し

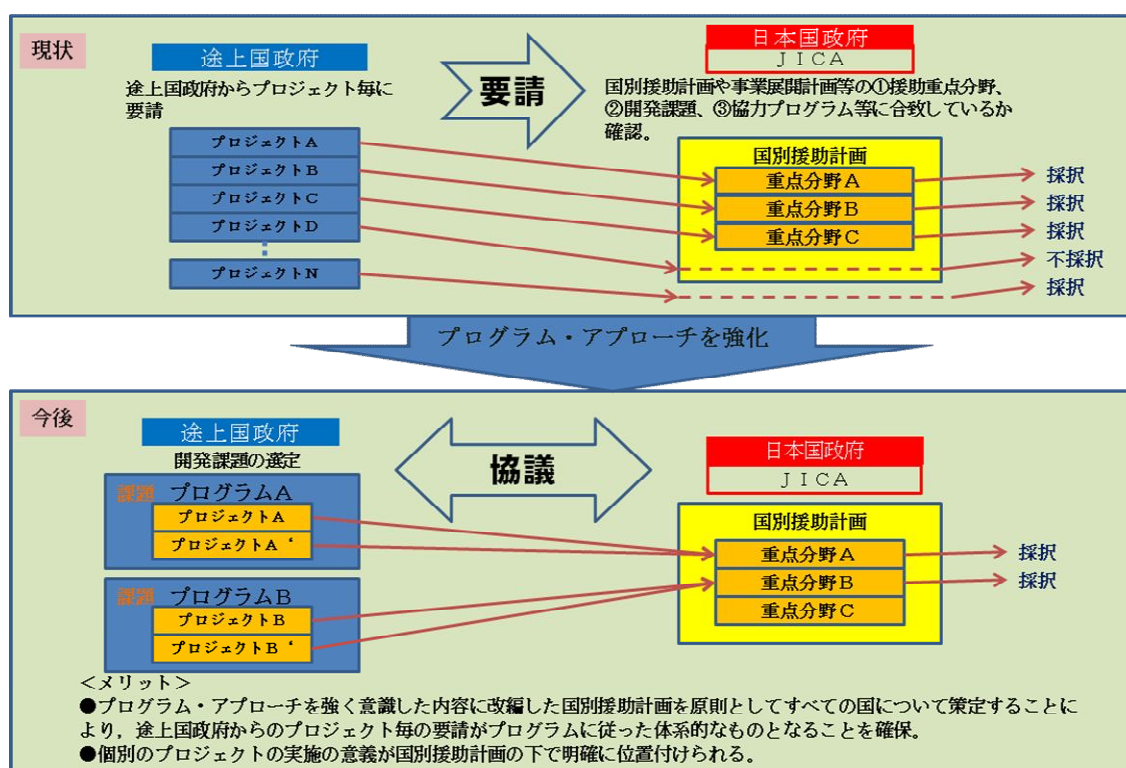
国毎の援助の重点分野や方針を一層明確にするため、国別援助計画を簡潔で戦略性の高いものに改編する。そのため、既存の国別援助計画と事業展開計画を統合し、その内容及び策定プロセスを簡素化・合理化した上で、原則として全てのODA対象国について策定する。

#### 6-1-2. プログラム・アプローチの強化

原則として途上国からのプロジェクト毎の要請に基づいて個別の援助実施を検討する現在のアプローチから、途上国との政策協議に基づいて開発課題解決

に向けた開発目標をまず設定し、そこから具体的な援助対象（プロジェクト）を導き出していくプログラム・アプローチへの移行を図る。プログラムに従って体系的にプロジェクトを形成することでプロジェクト間の相乗効果を上げ、全体としての成果の向上を図る。その際、無償資金協力、有償資金協力、技術協力などの援助手法を有機的に組み合わせる。

まずは、本年中に2～3カ国程度を目標にパイロット・プログラムを選定し、試行的に着手する。また、プログラム・アプローチ強化のため、援助対象国の現地における政策協議・援助協調の機能、モニタリング、開発ニーズ分析（JICA分析ペーパーの導入）を強化する。



## 6-2. より効果的な援助の実現に向けた取組

限られた予算で最大限の効果を上げるためには、戦略性の向上に加え、援助を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善が不可欠である。そのため、援助量のみならず成果を重視した援助を実施する（成果重視への転換）。また、現場のニーズに応えるとともに、より効果的な外交政策の遂行に資するよう、援助手法を改善する。同時に、迅速で、無駄がなく、競争性のある実施プロセスを確保する。

### 6-2-1. 成果重視への転換

各プログラム又はプロジェクトで期待する具体的な成果指標を案件採択時に明示・公表するとともに、案件実施の終了時には終了報告を公表し、さらに3年後を目処に事後評価を行い、具体的な成果の達成状況を公表する（「見える化」）。これにより、援助効果を誰にでも分かりやすく提示するとともに、成果を重視した援助を実施する。そのため、プログラム及びプロジェクトの双方において、単に援助投入量を見るのではなく、途上国の開発課題の改善に具体的な成果が得られ、それを評価できる仕組み（具体的な成果指標）を検討する（例：建設した病院数や研修した医療従事者数だけではなく、助産師立ち会いの下での出産率の改善をモニターし、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の減少にどれだけ貢献したかを出来るだけ数値化して示す等）。

### 6-2-2. PDCA サイクルにおける第3者の関与

援助の案件形成・実施・評価・改善という PDCA サイクルにおいて、第3者の関与を得ることにより、徹底した「見える化」と相まって、ODA の説明責任（アカウンタビリティ）の向上を図る。具体的には、これまで設置されていた無償資金協力実施適正会議を改組し、ODA 適正会議（仮称）を設置し、無償資金協力、技術協力及び円借款を含む ODA の案件の適正な形成を確保する。また、評価段階においても、第3者の関与のあり方を検討する。

### 6-2-3. 既存の援助手法の改善

#### ① 環境・気候変動対策無償資金協力の創設

環境・気候変動分野で優れた日本の技術を活かすべきとの内外の強い声を踏まえ、日本の技術の活用を条件として環境・気候変動分野の支援を行うことも可能なスキームを立ち上げ、環境・気候変動問題に積極的に取り組む。

#### ② 円借款の戦略的活用（円借款制度の改革）

##### ➤ 外貨建て借款の検討

途上国の為替リスク軽減により、より魅力ある手法として円借款を活用する観点から、外貨建て借款の導入を含む方策を検討する。その際、円建てで資金を調達している JICA が為替リスクをヘッジする仕組みの整備を図りながら、為替リスク軽減のニーズが最も高いアフリカ地域を対象に検討する。

➤ 中進国向け円借款の対象分野の拡大

現行制度上、アフリカを除く中進国向け円借款の対象分野は、市場からの資金調達が困難と見なされる「環境（気候変動対策円借款を含む）」、「人材育成支援」、「防災・災害対策」、「格差是正」の4分野に限定している。アフリカの中進国に関しては対アフリカ政策及び現場のニーズにかんがみ、「広域インフラ」及び「農業」も支援対象とする。他地域の中進国についても、外交政策やニーズに応じて検討する。

➤ パッケージ・インフラ支援への取組

円借款を活用したインフラ支援案件の中に技術協力等を折り込み、一体として借り入れ国に働きかけることにより、インフラ整備支援の当初から当該インフラの運営やそれを取りまく環境の整備（制度、人材育成等）を含めたパッケージ・インフラ支援に取り組む。

➤ ODA 卒業移行国向け円借款の導入

現行制度上、中進国を越える途上国に対しては、円借款供与は行っておらず、技術協力が中心である。他方、これらの ODA 卒業移行国<sup>(注)</sup>にも引き続き円借款による支援ニーズがあることから、より効果的な援助を行うため、また、これらの国との関係強化を引き続き図っていく観点から、ODA 卒業移行国に対する円借款供与を検討する。

(注) 中進国を越える国（世銀の融資ガイドライン(2008年)において一人あたり国民総所得 6,726 ドル以上であり、かつ DAC において ODA 対象国とされている国）。

③ コミュニティ開発の支援を強化

コミュニティ開発無償資金協力におけるソフト面（例えば、学校を建てるのであれば、それに併せて教員の確保や研修等の人材育成等）での支援を充実させ、NGO の参加を促す。これにより、機材・施設を供与するのみならず、途上国のコミュニティの自立的な発展を支援する。

④ 文化交流事業との関係

文化無償資金協力について、開発協力の理念及び重点分野も踏まえて、今後、そのあり方を見直していく。また、国際交流基金日本語専門家派遣事業と JICA による日本語教育ボランティア派遣事業等の連携の強化に努める。

#### 6-2-4. 援助実施プロセスの改善

##### ① 円借款のプロセスの迅速化

円借款プロセスの遅延は、借入国側が手続き（調達手続き，環境社会配慮の確保のための手続等）に不慣れであることが大きな要因の1つとなっている。プロセスの迅速化のため、借入国政府の能力向上支援の強化を含む以下のような新たな取り組みを実施し、JICA が案件形成（事前調査）に関与する案件のうち、事前調査開始から工事開始まで7年以上かかっているものがあるが、この半減を目指す。

- 環境社会配慮についての JICA 研修コース・参加者数の拡大を図ること等により、借入国実施機関関係者に対する啓発強化を行い、環境社会配慮の着実な実施を支援する。
- STEP（本邦技術活用）案件について、協力準備調査（フィージビリティ調査）を行うコンサルタントの契約に詳細設計・入札図書作成業務をオプションで含めることにより、コンサルタント調達に要する時間を短縮する。
- これまで2か国で行われてきた JICA と借入国実施機関、我が国及び借入国政府関係者が参加する現地モニタリング会合を、今後11か国に拡大し（円借款実施中案件の8割をカバー）、問題発生（の可能性のある）案件を早期発見し、対策を講じる。
- 早期段階で案件実施にかかる関心表明（プレ・プレッジ）を行い、迅速な案件形成・供与検討・実施を促進する。

##### ② 無駄の排除と競争性の向上（企業の事業参加促進を含む）

- ODAに関する類似事業の重複を排除する（(財)国際協力推進協会(APIC)へ委託していた国際協力プラザ事業の廃止等）。その上で、真に実施する必要がある事業については契約の競争性を最大限高めた上で行うよう不断の改善を図る（契約監視委員会による JICA 契約の定期的点検を通じた一般競争入札の拡大等）。
- ODA の開発効果を確実に実現するため、入札不調をもたらすような小型案件を避け、案件規模を適正化する。また、予測できないリスクに対応するために予備的経費を試行的に導入する。こうした取組を通じて企業の参加促進を図り、契約の競争性を高める。
- 個別案件毎に仕様・設備の合理化や構造の再検討等によるコスト縮減努力（平成20年度は2.9%（13.1億円）のコスト縮減を達成）を継続し、無駄を排除する。本年度は9%のコスト縮減を目標とする。

### ③ 事業の適正な実施のための取組強化

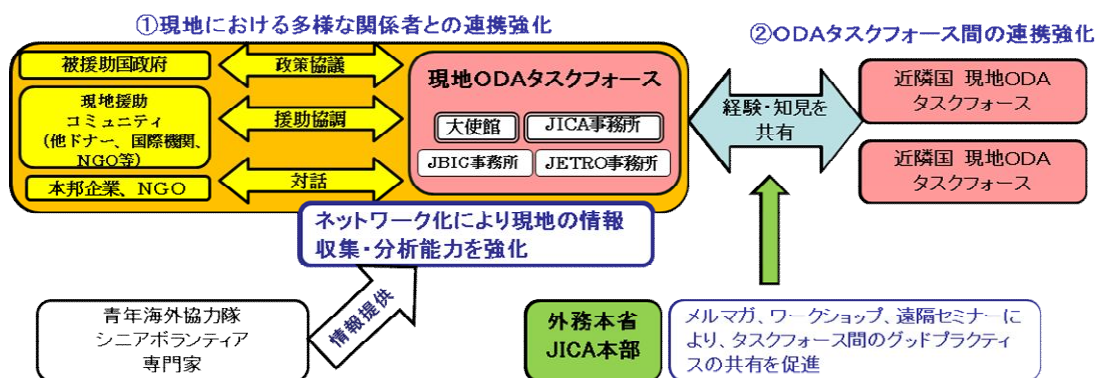
- 新たな JICA 環境社会配慮ガイドライン（本年7月1日より施行）を着実に実施していく。
- 「ODA の不正腐敗事件の再発防止のための検討会」<sup>(注)</sup> の提言（平成 21 年 9 月公表。先方政府への技術支援の強化、企業へのコンプライアンス強化の働きかけ、企業に対する措置規定の改定等）を実施し、実施状況を本年秋を目処に公表する。

（注） ODA 事業を巡る PCI 社の不正事件を踏まえ、同様の事件の再発防止に向けた検討を行うため、平成 21 年 6 月に設置された外部有識者からなる検討会

## 6-3. 現場主義の強化

現地情勢を踏まえた開発ニーズ分析や実態把握に基づいて効果的な援助を行うため、これまで 80 の現地 ODA タスクフォースを設置し、大使館が中心となり、現地の JICA 事務所をはじめ、JETRO、JBIC 各事務所等と一体となって開発ニーズの把握、現地援助コミュニティとの連携、現地日本企業・NGO 等との連携を行っている。他方、活動のレベルはばらつきが見られるほか、それぞれのタスクフォースで得られた知見・経験・成功例の共有が十分とは言えなかった。現場で活動する関係者の情報・知見を最大限活用して質の高い情報収集・分析を行い、かつ他のタスクフォースの知見・経験が共有される仕組みを作ることにより、現場主義を強化していく。

- 現在 9 カ国に配置されている経済協力調整員を拡充するほか、ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の現地 ODA タスクフォースとの共有を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析がより効果的に実施される仕組みを作る。
- 現地 ODA タスクフォースと現地日本企業や NGO との間でワークショップの開催頻度を上げて、対話・情報収集（企業の CSR 活動及び NGO の事業との連携のアイデアを含む）を強化する（ネットワーク化の推進）。
- 地域または近隣国の複数の現地 ODA タスクフォースによる情報共有の場を設置し、地域別・課題別に ODA タスクフォース間の情報・知見を共有する。こうした横の連携強化により、成功例や知見をタイムリーに共有・活用する。
- 重点国においては、人材と資源の重点的な配分を進める。



## 6-4. 評価の改善

途上国で行う開発協力には、予測できないトラブルがつきものである。そうした中、無駄がなく、効果の高い援助を行うには、過去の事例から教訓を学び、同様の失敗を繰り返さないよう、将来の案件に活かすことが重要となる。また、成功例を普及させるためには、その成功要因を分析することが必要である。そのため、ODAの評価に関する体制を強化し、過去の教訓を今後の援助に着実に反映出来るよう努める。また、評価結果の活用を推進するため、評価手法を研究し、わかりやすい評価を実施する。

### 6-4-1. ODA 評価体制の強化：評価部門の独立性強化と外部人材の登用

ODA 評価部門の体制と独立性を強化し、評価の客観性と重みを高める。具体的には、外務省の ODA 評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材（有識者等）を招くことや同部門の ODA 政策部門からの分離（具体的には外務省の国際協力局から大臣官房への移管）を進める。また、我が国の ODA に関する様々な意見に耳を傾けるため、「ODA ご意見箱（仮称）」を設け、NGO やコンサルタント等、外部や現場からの意見・提言が外務省・JICA に届きやすくなるよう心がける。

### 6-4-2. 過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取るための仕組み

評価を通じて失敗事例・成功事例双方から教訓を導き出し、教訓を将来に活かすためのフィードバックを強化する。これにより、失敗を繰り返さず、成功例を広げて、無駄のない援助の実施を目指す。具体的には、評価を実施する際に、政策レベルの評価については援助計画の新規策定や改定が予定されている案件を中心に選定していたこれまでのやり方を改め、我が国の外交・開発政策の重点方針に応じて選定し、プロジェクトレベルの評価では、事後段階の評価に加え、出来る限り有益な教訓を引き出せそうな案件（他のプロジェクトにも



活用できる成功例や失敗例となり得るもの)については、詳細な評価を、対象を選別して重点的に行う。その上で、評価結果については、外務省・JICAの関係者全てがそれを共有・蓄積できるようにし、それ以後の案件形成・選定段階へのフィードバックを徹底する。具体的には、政策レベルで評価対象を選ぶ際に出来る限り多くの関係者から意見を求める(評価対象選定会議)。評価結果についてはすべてデータベース化(教訓の共有を含む)し、外務省・JICAの全ての関係者が過去の評価の結果を直ちに参照できるようにする。また、具体的なプロジェクトを形成・選定する際には、必ず当該対象国の案件や(他国におけるものであっても)類似の案件に関するそれまでの評価結果が反映されているか確認する体制を整える。

#### 6-4-3. 評価の「見える化」による情報開示

ODA 評価の結果については、外務省や JICA の担当者が共有するのみならず、関係省庁・政府機関、NGO、関係企業、研究者を含むあらゆる国民に広く情報を開示し、議論の材料を提供することが重要である。そのため、評価結果をまとめた報告書は、出来る限り専門用語を使わない簡潔な表現で記載するとともに写真や図表を活用して、「分かりやすさ」を徹底する。また、レーティング(評価結果を長い文章で表すのではなく、幾つかの段階表示で端的に示すこと)の導入についても検討する。評価報告書の内容は外務省・JICAのHPで全て公開する(評価の「見える化」の推進)。また、案件レベルでは、事後評価報告書の内容を簡素化し、分かりやすいものにする。

#### 6-5. 多様な関係者との連携

官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で開発協力に取り組むためには、我が国の民間企業や NGO をはじめとする関係者との一層の連携が不可欠である。そのため、多様な関係者との対話を強化し、より良い開発協力を活かす。また、実施面において具体的な協力を進め、日本の優れた技術・システムの活用や、NGO の能力強化と開発協力への国民参加の促進を図る。

##### 6-5-1. 日本の関係者との対話の拡大

###### ① 開発協力フォーラム(仮称)の創設

経済界、NGO、有識者等のあらゆる関係者が参加する、開かれた対話の枠組みを新たに立ち上げる。東京のみならず、地方でも開催する(当面、東京・地方で年1~2回ずつの開催を目途としつつ、その時々の開発協力の課題等に応じて柔軟に開催する)。

② 経済界との対話の活性化

官民連携の更なる推進に向け、経済界との協力関係を強化するため、意見交換を活性化。外務省政務レベルの参加の下での対話の機会を確保するとともに、関係省庁も含めた枠組みの下での対話を定期的を実施する。

③ NGO との対話の強化

開発協力について、現場の知見を有する NGO の意見を参考とするため、外務大臣の下に NGO アドバイザリー・グループを設置する（第1回実施済）。NGO・外務省定期協議会（全体会議、ODA 政策協議会、連携推進員会）については、特定のテーマを議論する分科会を必要に応じて設置するとともに、外務省政務レベルが対話に参加する機会を確保する。また、地方の NGO が自主的に開催するフォーラム等を積極的に支援するとともに、外務省との対話の場として活用する。

④ 途上国現地における対話の拡大

現地 ODA タスクフォースのワークショップの scope を拡大し、NGO や企業との対話ができる形で実施する（地域毎に集まるワークショップ開催も検討する）。

⑤ 研究機関の活用・連携

JICA 研究所が核となって開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、最新の国際的援助潮流、開発ニーズ等を把握し、援助政策の立案及び援助実施段階での改善に活かす。

6-5-2. 民間企業等との連携：日本の技術・システムの活用

① 成長戦略のための ODA の活用：民間企業、OOF との連携強化

我が国の成長戦略の実現のために ODA を適切に活用していく。具体的には、以下の取組を行う。

- JICA の海外投融資機能<sup>(注)</sup>の早期実現に向け、過去の失敗例・成功例を十分に検証し、JICA における執行体制を確立するため、関係省間で検討を加速する。

(注) 民間セクターを通じた途上国の開発促進のため、途上国において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するもの

- 開発効果の高い BOP (Base of Pyramid) ビジネス促進に向けた多様な援助手法の整備を検討する。

- 民間提案型の援助手法を一層積極的に導入する（例：民間企業からの提案に基づく PPP インフラ案件形成のための協力準備調査の実施や民間提案型の無償資金協力の導入等）。
- 経済界からの意見を聴取し、地方企業・中小企業を含む民間企業が参加しやすい援助手法のあり方について、上記海外投融資の活用も含め検討する。

## ② 民・民のマッチング支援

民間企業の CSR 活動や BOP ビジネスと NGO の連携を促進するため、官民連携に草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用し、民間企業と連携する NGO による草の根・人間の安全保障無償資金協力案件用の優先枠を設定する。また、そのような連携を促進する他の援助手法の整備を検討する。

## ③ 地方・中小企業の ODA 事業への参加の促進

優れた技術を有する地方企業・中小企業の ODA 事業への参加を促進するため、外務省・JICA による地方企業・中小企業向けに ODA に関する説明会を開催する。

### 6-5-3. NGO との連携強化

#### ① 外務省・JICA と NGO との人的往来の促進

NGO で経験（特に途上国の現場での経験）を積んだ人材を外務省・JICA において採用し、その知見を ODA 政策の企画立案や実施に活かすよう努める。具体的には、外務省・JICA においては、中途採用や任期付き職員の募集に当たりこの点に留意する。NGO から外務省・JICA への人材の流れのみならず、その逆方向の人材の流れについても実現できないか、その方策を検討していく。また、NGO に関して知見を有する外部人材を非常勤職員等の形で外務省・JICA に招来することで、常勤の職員としてではなくともその知見を活用できるよう工夫する。これらの方策により、NGO 等外部の視点を我が国の開発協力政策の企画立案と実施の双方により反映させ、関係者との連携を深める。

#### ② NGO の独自財政基盤強化支援

- 開発協力における「新しい公共」の担い手である NGO に対して民間からの資金の流れが拡大するよう、基盤づくりを支援する。具体的施策については、NGO とも十分意見交換の上で企画・実施する（資金調

達のためのアドバイザーによる指導やウェブサイト等を活用した NGO 事業の「見える化」等。)

- 我が国における寄付文化の定着を図るため、NPO 税制に関する「新しい公共」円卓会議がとりまとめた NPO 税制改正案の実現を目指し、税制調査会における議論を注視しながら、国際協力 NGO の意見が適切に反映されるよう関係省庁と連携する。
- NGO から要望が寄せられている官民の合同資金による途上国の市民社会支援のための基金設立のアイデアについて、NGO と意見交換しつつ検討する。

### ③ NGO に対する支援の規模・内容の抜本的拡充

NGO の諸活動及び基盤強化を柔軟に支援できるよう外務省・JICA の既存の協カスキームについても予算規模・支援内容を拡充する（平成 22 年度より運用開始）。

- 日本 NGO 連携無償資金協力の予算を大幅に拡充する（29 億円→50 億円）。NGO の自己負担要件の撤廃、一般管理費の導入（一部事業）等の支援対象経費の拡充、複数年事業の導入（一部）、平和構築事業の支援対象分野への追加を行う。
- JICA 草の根技術協力の支援期間、上限額を見直す（3 年間、5 千万円→5 年間、1 億円）。採択（内定）事業の調査・評価を拡充する。
- 我が国の NGO によるアフガニスタン支援と連携強化（ジャパン・プラットフォーム加盟 NGO の活動支援として、初年度 15 億円規模の資金協力）。

### ④ NGO と連携した援助の手法を新たに創設

現地のプロジェクトにおける PDCA サイクル（案件形成、実施、評価、改善）全体を通じ、NGO と共同して取り組むことができる新たな援助手法の創設を検討する。

#### 6-5-4. オール・ジャパンの取組

官民が一体となったオール・ジャパンの取組を進めるため、関係省庁や JICA 以外の政府等関係機関（国際交流基金、JBIC、JETRO 等）が行う活動との相乗効果を促進する取組や、途上国の現地において大使館を拠点としたこれら政府等関係機関や日本企業、NGO 等との連携を進める。

## 7. 国際社会におけるリーダーシップの発揮

### 7-1. 地球規模課題への取組

国際社会と我が国の共同利益の実現に向けてリーダーシップを発揮するため、地球規模課題の解決に積極的に関与するとともに、国際社会の議論をリードし、構想を提示する。

#### 7-1-1. 地球規模課題の解決に向けた理念・アプローチの提示：人間の安全保障

我が国は地球規模の課題に対処するため人間の安全保障<sup>(注)</sup>の考え方を1990年代より先駆者として主唱し、積極的に実践してきた。引き続き、人間の安全保障について国際的な議論を深め、普及を図る。

(注) 人間の安全保障＝人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできる社会・国の実現のため人間一人ひとりに焦点をあて、①その保護と能力強化、②相互に関連する諸問題への包括的な対処、③多様な関係者との連携を重視する考え方。

#### 7-1-2. 地球規模課題への積極的関与

環境、テロ、感染症等の地球規模課題の解決に積極的に取り組む。例えば、気候変動対策では、途上国の気候変動対策の推進を支援するとともに、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を目指す我が国の交渉に資するよう、短期的支援を積極的・機動的に活用していく。

#### 7-1-3. MDGs 達成にむけた具体的貢献と議論のリード

本年開催される MDGs 国連首脳会合に向け、MDGs のうち特に進捗が遅れている保健、教育分野での新政策を示す。また、MDGs 達成に向け、途上国、ドナー国、国際機関、NGO 等が一体となった取組及び成果を持続させるための途上国の自助能力向上を基礎としたアプローチを提示していく。

### 7-2. 国際社会のパートナーとの連携

国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。

### 7-2-1. 国際機関との連携

#### ① マルチ・バイの連携の強化

国際機関（国連機関、国際開発金融機関等）と連携しながら、国際的な開発課題や援助協調の枠組みとより統合的な二国間援助を強化すると同時に、我が国が主導する援助政策や援助手法の国際社会における主流化を目指す。また、従来の国際機関経由の援助と二国間援助の連携（マルチ・バイ連携）を強化し、特に保健、教育の二分野において連携を推進する。この観点から、国際機関に対する必要な拠出金を確保する。

#### ② 国際機関との連携の戦略的強化

国際機関のパフォーマンスを評価し、メリハリをつけつつ国際機関との連携を強化する。また、国際機関との対話を一層促進する。

### 7-2-2. 新興ドナー、地域との連携

#### ① 新興ドナーとの連携

伝統的な先進国のドナーや国際機関が協調し、OECD/DAC 等で定められた一定のルール（ODA のグラント・エレメントやアンタイド原則等）に従って途上国への支援を行っている一方で、新興ドナーがそうしたルールと関係なく伝統ドナーと同じ対象国に支援を行うことは、全体としての援助効果を阻害するのみならず、場合によっては当該対象国の開発政策全体にも大きな影響を及ぼしかねない。こうした問題について、DAC においては、非 DAC ドナーとの関係を強化するための非公式グループを設置し、対話の強化等により、国際ルールを普遍的なものとするための取組を行ってきているほか、世界銀行でも新興ドナー諸国との対話や援助協調に向けた取組を通じて働きかけを行ってきている。我が国としては今後とも他のドナーや国際機関と連携して新興ドナーに対する国際ルール遵守の働きかけを続けるとともに、二国間、或いは域内協力の枠組みも活用しつつ、新興ドナーとの間で援助経験についての情報交換を含めた対話を行っていく。また、これまでのアジア諸国等への ODA による支援で蓄積された知見・経験・人脈を活用し、新興ドナーと協力して三角協力を推進する。例えば、途上国の汚職問題に知見を有するシンガポールと、アジア諸国等の汚職問題対策を研究し、必要に応じて三角協力を行う。

#### ② 地域のネットワーク型の連携

地域を一体として捉え、一層の援助効果の発揮を図るアプローチとして、関係国が共通の課題について一緒に取り組むために、関係者間でネットワ

ークの形成を図る「ネットワーク型」の協力を推進する。そのための具体的取組について、東南アジアにおいて我が国 ODA の経験を通じた蓄積を活かし、政策研究や知的ネットワーク形成を検討する。

## 8. 開発人材の育成

我が国が優れた開発協力を行っていくためには優れた開発人材が必要である。そのため、1980年代後半から、国として優秀な人材の養成・確保すべく取り組み、開発人材の裾野は広がってきている。しかし、開発協力において日本の存在感を示し、質の高い援助を行っていくためには、開発人材の裾野の一層の拡大と、優秀な人材の育成・活用が必要である。

### 8-1. 育成プログラムの充実による開発人材の裾野の拡大

人材育成プログラムを充実させていくことにより、開発の現場で指導的役割を果たせる人材から草の根レベルの人材まで幅広く育成し、開発人材の裾野を広げる。

#### ① 研修プログラムの拡充

国際機関就職内定者や国際機関就職希望者を対象にした研修プログラムを拡充する（予算は外務省に計上し、研修実施機関は一般競争入札（総合評価落札方式）で選定）。研修終了後は、JPO 派遣制度<sup>(注)</sup>を広く周知する等により、国際機関の開発分野に進む人材の発掘を行い、国際機関に就職した後は大使館を通じて情報提供を行うなど、キャリアアップを支援する。

(注) JPO 派遣制度：将来的に国際機関で勤務する正規の国際公務員を志望する若手邦人を対象に、日本政府の経費負担により、一定期間（原則2年間）各国際機関で職員として勤務させ、国際機関における正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供することで国際機関の邦人職員増強を図るために実施しているもの。

#### ② 開発の現場で指導的立場に立てる人材の育成

これまで行ってきた国際開発（IDS）修士課程プログラムの実施機関・プログラム・対象者を見直し、国際機関、NGO、専門家等、開発協力の現場で活躍する人材に対して、より高度で実践的な教育を行い、ドナーのとりまとめ役になる等、現場において指導的立場に立てる人材を育成する。

#### ③ NGO による人材育成への支援

NGO が開発協力に携わる人材の育成を行えるよう、NGO が採用するインターンの費用（研修指導経費等）を外務省が負担する「NGO インターン・プログラム」を導入し、20のNGOに対し、各1名のインターンを10ヶ月間受け入れ、育成するための費用を支援する。



#### ④ 現場・草の根レベルの人材の裾野の拡大

青年海外協力隊 OB・OG に、経済協力専門員や草の根・人間の安全保障無償委嘱員として開発協力を継続的に関与する機会を提供し、次の開発協力のキャリアステップに繋げ、現場・草の根レベルの人材の裾野を拡大する。

### **8-2. 開発協力の第一線で活躍する人材の育成**

開発協力の現場で我が国がより存在感を発揮できるようにするため、キャリア形成の支援を含め、第一線で活躍する人材を育成する。

#### ① 外務省・JICA における開発分野の優秀な専門家の育成・配置

外務省・JICA において開発を専門とする人材を育成し、十分に活用するため、以下の取組を推進する。

- 開発協力に関心のある職員をその分野の専門家として育てるべく、専門官制度を用いて「経済協力専門官」に積極的に認定し、当該職員のキャリアパスを明確化する。
- 開発協力に関心を持つ職員には、I 種・専門職員の入省後の在外研修において、開発分野の修士号を取得するよう奨励する。
- 在外公館の経済協力の担当官の中に必ずしも語学力と専門性を備えた人材が揃っていない現状にかんがみ、そうしたポジションには可能な限り語学力・専門性を兼ね備えた職員を配置する。
- 在外公館の開発協力分野の支援スタッフの強化を図るために経済協力調整員・草の根委嘱員を拡充する。
- JICA においては、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やすことによって、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する。

#### ② 開発コンサルタント等の育成促進

優良案件の形成・実施のために必要な開発コンサルタントとして働く若手人材の育成・登用を促すとともに、新たな人材供給源となる企業や組織（研究機関、大学、NGO 等）の参入を促進するため、以下の取組を行う。

- JICA のコンサルタント事前登録制度の廃止等、発注制度を見直す。
- 発注公示に際し、要員配置について JICA 側指定を柔軟化する等、若手の登用促進に向け競争条件を見直す。
- 各省が実施するコンサルタントに対する研修を強化すべく、外務省から働きかける。

③ キャリア形成支援

JPO 制度等を通じて、若者のキャリア形成を支援する。

- JPO 制度により、国際機関勤務を志望する若者を国際機関に派遣し、正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供する。
- JICA の国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」を通じて、国際機関・企業（開発コンサルタント企業等）・NGO 等の求人情報や、研修・セミナー開催情報等を提供し、若手人材のキャリア形成を支援する。

## 9. 国民の理解と支持の促進

現在、我が国の経済・財政状況が厳しい中、開発協力の意義について国民の間に十分な共感が得られておらず、ODAを増加していくべきとの積極的な支持も得られていない。開発協力の実施に不可欠な国民の理解と支持を得るため、開発協力の改善に加え、その意義と実態を国民へ伝えるため、国際機関やNGOとも連携しつつ、効率的な情報の発信と国民参加の促進に取り組む。

### 9-1. 国民参加と共感の拡大

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れてもらうことで、国民の参加を促進し、共感を高める。また、より幅広い層の人々が開発協力を身近に感じられるよう、地方への発信を強化する。

#### 9-1-1. 国民参加の促進

- 開発協力フォーラムやJICA「なんとかしなきゃ！プロジェクト」<sup>(注)</sup>への国民各層の参加を通じて、開発協力に関する各層間の対話を促進し、理解を促進する。

(注) 開発協力を実施する団体・機関がパートナーとなって途上国の実状や開発協力の意義・必要性を啓発し、広く市民に知っていただき、理解・支持・参画につなげる広報事業。外部の開発協力関係のウェブサイトと有機的に連携。著名人のコメントをネットTV等で紹介、地域別協力団体ニュースによるイベント紹介、ユーザー参加型ツール(Twitter)で参加者のメッセージを可視化、地球ひろばのイベントとの連携等を通じ、開発協力を無関心層へもアピールすると共に、募金・チャリティーへの積極的参加等を促す。

- 大学のゼミによるODAサイト視察の支援(外務省・JICAによるサイト紹介、情報提供等)、教師や地方自治体関係者等の現地視察への派遣やJICAボランティア事業への参加促進等を通じ、なるべく多くの国民が開発協力の現場を体験・視察する機会を提供することを検討する。そのため、平成20年度まで行っていたODA民間モニター事業の費用対効果をより高めた参加型事業を立ち上げる。また、市民主体の開発協力・国際理解活動(開発教育を含む)に対する支援を行う。
- NGO等との共催による「グローバル・フェスタ JAPAN」(於：日比谷公園)と地方での開発協力関連イベントを同日開催し相互中継するなどして、全国的な関心を喚起する。

### 9-1-2. 地方や幅広い層への発信

- ▶ 全国の JICA 国際センターが中心となり、NGO 等とも協力しつつ、地方の理解・支持促進の取組を強化する（例：開発協力フォーラムの地方開催、草の根技術協力や研修事業等で来日している途上国関係者と地元市民との交流会を定期的で開催、地方での開発協力関連イベントへの地元の注目度を高めるため地元著名人を派遣等）。
- ▶ 外務省の ODA 広報番組を開発協力プロモーション番組「地球 VOCE」へ全面刷新する。国民が開発問題をより身近に感じられるよう、身近な目線・話題に合わせたテーマを取り上げるなど工夫するとともに、地方でも放映するほか、無料雑誌等と連携し、より幅広い層にアプローチする。（本年4月から放映中。）

### 9-2. 「見える化」の徹底（透明性の向上）

成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）の立ち上げ、分かりやすい評価報告書の作成等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。

### 9-3. ODA の現場を伝える広報の効率化

開発協力の重要性や政策的な意義について国民の理解を求めるための取組は政務レベルをはじめとする外務省において実施するが、開発協力の現場や具体的な事業を伝える ODA 広報は、原則として JICA に集約する。これにより、広報の効率化を図るとともに、JICA が国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・わかりやすさを向上させる。また、JICA の地方における拠点等を活用し、全国規模で国民の関心喚起を図る。（なお、途上国現地では、プロジェクトの広報は JICA 事務所が中心となり、政策広報面では大使館が前面に出ながら行う。）

JICA では、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を常に業務フローの中に位置づけると共に、JICA 国際センターなどを活用した国民の現場体験を一層促進する。

## 10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化

上記の取組を実施するにあたり、外務省は政策の企画・立案に集中し、JICAは実施に責任を負うとの役割分担を徹底する。そのためにも、JICAは援助実施機関としての専門性を活かし、援助の現場における開発ニーズ・実態の把握・分析や援助実施の機能を強化する。そのため、分析・構想力の強化、実施体制の整備、国民の理解と支持を得られるJICAへの刷新に取り組む。

### 10-1. 外務省（政策）とJICA（実施）の役割分担の徹底

外務省は、政策企画立案機能を強化し、JICAは、援助実施機関としての役割と責任を強化する。そのため、外務省は、平成21年度の機構改革による国別機能の拡充を活かし、国毎の援助戦略を強化し、JICAは実施能力（専門性と機動力）・責任・組織管理等を強化する。同時に、外務省とJICAの業務で重複するもの、調整コストを含めて簡素化できるもの、外務省からJICAへ移管できるものを洗い出し、全体の業務を合理化する。これにより、それぞれの役割をより良く果たし、相乗効果を発揮できるように取り組む。

### 10-2. JICAの改革

援助実施機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、より質の高い援助を行う。また、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持が得られる組織への刷新が不可欠である。

#### 10-2-1. 事業構想力の強化

- 主要な援助対象国（JICA事務所の所在国を中心に50ヶ国程度）に対して、JICAの国別開発戦略・ニーズ分析（JICA Analytical Work）を実施する。その際、援助対象国の開発政策のみならず、専門家、ボランティア等を通じて得た現場の情報も最大限活用する。
- 我が国のリソースと途上国のニーズの変化を踏まえた新たな事業モデルを開発し、国際社会へ発信する（JICA研究所も活用）。（アフリカ向け米増産支援、パッケージ・インフラ支援、気候変動対策支援、BOPビジネス連携促進等）。
- 今後5年間程度の候補案件を含むプログラム（開発課題別）の構想を、援助対象国や他のドナーとも協議しつつ作り、我が国の国別援助計画に活用する。

### 10-2-2. 案件形成・実施能力向上のため機動力のある実施体制を整備

- 政府間で合意されたプログラムの枠内で、JICA は責任を持って事業を実施する（対外説明責任も負う）。
- 新たな援助実施手法を研究・検討する（財政支援型援助、広域協力や地域国際機関向け協力等に関し、メニューを政府へ提言）。
- PDCA サイクルを徹底する（プログラム単位の事業実施に適切な効果・成果指標の設定、過去の教訓等を計画立案に反映するシステムの強化等）。
- 現地実施体制の整備を進め、若手職員に豊富な現場体験を積ませる等職員の在外展開を推進する。そのための数値目標を設定する。
- 平和構築の現場など不安定な地域における安全管理の整備・強化に取り組む。

### 10-2-3. 国民の理解と支持を得られる強靱で開かれた JICA への刷新

#### ① 徹底したコスト削減

- 国内施設（本部、市ヶ谷、広尾、大阪センター）については、事業仕分けの結果を踏まえ移転・売却の準備を進める。
- JICA が発注する事業の契約を、「随意契約等見直し計画」に従い、一般競争入札等、競争性の高い方式にし、その結果について契約監視委員会による厳格な点検を受けることによりさらなるコスト削減を図る。
- 研修員受入れ、旅費、委託業務の見直しによるコスト削減（平成 22 年度の削減目標額約 40 億円）を徹底する。
- 在外勤務手当、専門家手当の基準（公務員準拠）を改めて策定する。

#### ② ガバナンスの強化と透明性向上

- 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等から、JICA 事業への改善提案を受け付ける仕組みを制度化し、事務手続きの簡素化・合理化等の改善に結びつける。
- JICA 組織内における不断の業務改善を推進するため、内部統制機能（コンプライアンス委員会、事業審査・評価、事後監査、調達監視等）を強化する。
- 組織の経営機能強化の観点から、役員ポストの構成・人数につき見直し、数ヶ月内に結論を出し、政府と協議する。右結論は、3 年以内（平成 25 年夏まで）の移行期間を経て実施する。
- 能力と貢献をより重視する人事制度を導入し、幹部ポストの若返りを進め、活力溢れる組織作りを目指す。

③ 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

- 開発協力を多様な関係者との一層連携して実施してくため、JICA は、援助対象国や他のドナー・国際機関、NGO、民間企業等、あらゆる関係者を繋ぐ「つなぎ目＝結節点」としての役割を果たす（ドナー会合での開発政策議論のリード、草の根技術協力の拡充など NGO 支援強化、海外投融资の再構築や CSR/BOP ビジネス促進等の官民連携を強化）。
- 開発協力に対する国民の理解と支持を促進するため、JICA の国内外の資産（特に国内各地に所在する JICA 国内拠点、帰国ボランティア、技術研修員等）をフル活用し、ODA 広報、交流・会議のための場所の提供、シンポジウムや研修の実施等に力を入れていく。

## 11. 開発資金の動員

国際社会の新たな課題に対応し、我が国がリーダーシップを発揮するには、今回の ODA の見直しの内容を着実に実施し、より戦略的・効果的な援助を行うとともに、国民の強力な理解と支持を得て、開発協力の元手（＝資金）を確保する必要がある。その際、ODA の確保が重要である。加えて、膨大かつ多様な開発ニーズに対応するため、その他の資金を動員・確保するための取組を強化する。

### 11-1. ODA の拡充に向けた努力

我が国は、グローバル化した今日の世界にあって、主要国と足並みを揃えて国際社会の共同利益の追求に取り組むべきであり、開発協力の中核である ODA を十分に実施できることが必要である。

経済・財政状況が厳しい中であっても、アフガニスタン支援やアフリカ支援をはじめとする公約を果たすとともに、将来を見据え、未来への投資として ODA の減少傾向に歯止めをかけ、ODA の拡充に努める。その前提として、無駄を省き、コスト削減努力を進める。

また、近年、ODA が減少傾向にある中、当初予算のみならず補正予算による ODA も併せて事業量を確保してきた。補正予算はその時々の不測の事態に対応するためのものであるため、当初から必要性やその水準が合理的・確実に見込める ODA については、出来る限り当初予算に計上できるよう努力する。

### 11-2. 民間資金・OOF との連携

開発途上国の持続的な経済成長のためには、貿易や投資などの民間活動の活性化が ODA とともに重要である。途上国のハード・ソフト両面のインフラ整備、貿易・投資に関する諸制度の整備や人材育成、ガバナンスの向上など、日本企業の途上国での活動にも資する環境整備を行う。また、JICA の海外投融資機能を早期に再構築するとともに、関係省庁とも連携しつつ、OOF や民間資金との連携を図る。

### 11-3. 革新的資金調達

#### ① 国際開発連帯税に対する取組

開発のための追加的財源として、国際開発連帯税を、内外の関心を喚起し、議論を深めながら中期的に促進する。

#### ② 自発的貢献による資金調達

- 開発に関連した募金や寄付の制度について、国際開発連帯税と並ぶ資金調達手段となり得るか検討する。
- 既に行われている取組（災害発生時の国際機関・NGO を通じる募金等）



を JICA のウェブサイト（HP）等で積極的に紹介する等、情報流通を促し、国民による自発的貢献を促進する。

③ その他の革新的資金調達メカニズムも検討

国際的に議論・実施されている税制以外の公的な取組を踏まえて検討する。

## 12. 政府開発援助大綱（ODA 大綱）の改定

今回の見直しを踏まえ、新たな理念・基本方針を反映するため、ODA 大綱の改定に向け、政府内で協議を始めたい。これに併せて、政府開発援助に関する中期政策は、その位置付けを含めて見直していく。国別援助計画は、これらの上位政策を反映するとともに、簡潔で戦略性の高いものに再編し、策定対象国を拡大する。分野別開発政策は、二国間・多国間双方の援助政策における実効的な戦略的指針とする。

(了)